

公布された規則のあらまし

佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部を改正する規則（規則第 22 号）

- 1 佐賀県立九州陶磁文化館に非常勤の館長を置くことができることとした。（第 4 条関係）
- 2 館長が非常勤の場合には、副館長は、館長の専決事項について専決処理することができることとした。（第 8 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

- 1 障害者自立支援法の題名の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 3 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第 24 号）

- 1 校長は、授業料等の減免に関する事務を専決することができることとした。（第 7 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第 25 号）

- 1 唐津土木事務所の道路の維持及び修繕に関する事務を道路整備課において行うこととした。（第 4 条関係）
- 2 伊万里土木事務所の井手口川ダムの管理に関する事務を管理課において行うこととした。（第 4 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）

- 1 井手口川ダムの管理（操作及び維持に限る。）をダム管理事務所において行うこととした。（第 4 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。